

日本労働年鑑 第50集 1980年版
The Labour Year Book of Japan 1980

第二部 労働運動

VII 公害反対闘争

概要

一、一九七九年七月、環境庁は、広範な公害被害者の住民組織、日本弁護士連合会、全国公害弁護団連絡会議、総評の公害対策全国連絡会議、一部の自治体、および学者・研究者らの強い反対を押し切って、二酸化窒素に係る環境基準を大幅に緩和した。この緩和は、大気汚染による公害病認定患者が年々激増し、二酸化窒素が公害病に大きく関係していることがしだいに明らかにされつつあった時期に、産業界の要求によってなされたものであった。被害者住民は基準緩和撤回を要求する運動を展開し、同年一〇月には東京在住の住民が新基準告示撤回を要求する訴訟をおこした。日教組は、一九七九年の運動方針で、二酸化窒素の定期測定を自主的に、全国的規模で実施することを決定した。

一、既存汚染地域における硫黄酸化物汚染の減少など、一部汚染因子の改善がみられるものの、公害の被害は深化・拡大していった。とくに、自動車・道路公害、空港公害、合成洗剤公害、食品・薬品公害など、流通・消費過程から発生する公害が増大した。

一、一九七一年に東京地裁に第一次訴訟が提訴されて以降、スモン裁判は全国に波及していったが、一九七八年になってからつぎつぎに原告勝訴の判決が出されていった。労働組合のスモン訴訟への支援活動は、まず各地の地評あるいは単組からはじまったが、一九七八年になるとそれがいっそう強化されていった。

一、自治労は、控訴した国と製薬三社に、ただちに控訴を取り下げを要求するとともに、キノホルム説を否定し、率先して控訴した田辺製薬の製品の不買運動を展開した。同時に、総評にたいして、スモン訴訟闘争を総評規模のたたかいとして推進し、国民的な運動とすべきことを要請した。こうした総評にたいする単組や地評の要請が強まり、他方ではそれまで分散していた患者組織の統一の行動の必要性が増大するなかで、一九七九年三月「スモン全国実行委員会」が結成された。患者組織、弁護団、総評、消費者団体等からなる実行委員会の発足は、運動の力を飛躍的に増大させ、その後のスモン訴訟闘争を大きく前進させた。

一、一九七九年三月、アメリカのスリーマイル島の原子力発電所で発生した大規模な事故は、日本の原子力行政と原子力産業に大きな衝撃を与えた。この事故を契機にして、原子力発電所建設反対運動や原子エネルギーの平和利用の三原則を求める運動が新たな盛り上がりと展開をみせた。原子力発電に直接関係する労働組合のうち、概して、総評傘下の組合は、現在の原子力行政・原子力開発にたいしては強い批判的立場でのぞみ、三原則の徹底化あるいは原子力発電所の建設中止を求めるのにたいし、同盟傘下の組合は、石油に代わるエネルギーとしての原子力発電所の建設を積極的に推進する立場でのぞんだ。

一、その他の労働組合の公害闘争としては、持続的にたたかわれている全施労の黄害闘争、全水道・自治労の合成洗剤公害のたたかいがあり、新たにとりくみが開始された闘争として、紙パ労連の超低周波音公害闘争、運輸労連の自動車公害にたいするとりくみがある。

日本労働年鑑 第50集 1980年版

発行 1979年11月10日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月25日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1980年版(第50集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
